

連結事業年度における所得税額の控除に係る元 本所有期間割合の計算等に関する明細書										連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
平成 28 年 1 月 1 日 前 に 支 払 を 受 け る 利 子 及 び 配 当 等 に 係 る 所 得 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細													
公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）又は集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算													
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額		所 得 税 額		利 子 配 当 等 の 計 算 期 間		(3) の うち 元 本 所 有 期 間		所 有 期 間 割 合 (4) (3) (小数点以下3位未満切上げ)		控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (2) × (5)	
		1		2		3		4		5		6	
			円		円		月		月			円	
銘柄別簡便法による場合	銘 柄	各連結法人の収入金額の合計額		各連結法人の所得税額の合計額		各連結法人の利子配当等の計算期末の所有元本数等の合計		各連結法人の利子配当等の計算期首の所有元本数等の合計		(9)－(10) 2又は12 〔マイナスの場合 0〕		所 有 元 本 割 合 (10)＋(11) (9) (小数点以下3位未満切上げ (1を超える場合は1))	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (8) × (12)
		7		8		9		10		11		12	13
			円		円							円	
そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の 明 細													
支払者の氏名又は法人名		支払者の住所又は所在地		支払を受けた年月日		収 入 金 額		控除を受ける所得税額		参 考			
				平 ・ ・		円		円					
				平 ・ ・									
計													
平成 28 年 1 月 1 日 以 後 に 支 払 を 受 け る 利 子 及 び 配 当 等 に 係 る 所 得 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細													
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算													
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額		所 得 税 額		配 当 等 の 計 算 期 間		(18) の うち 元 本 所 有 期 間		所 有 期 間 割 合 (19) (18) (小数点以下3位未満切上げ)		控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (17) × (20)	
		16		17		18		19		20		21	
			円		円		月		月			円	
銘柄別簡便法による場合	銘 柄	各連結法人の収入金額の合計額		各連結法人の所得税額の合計額		各連結法人の配当等の計算期末の所有元本数等の合計		各連結法人の配当等の計算期首の所有元本数等の合計		(24)－(25) 2又は12 〔マイナスの場合 0〕		所 有 元 本 割 合 (25)＋(26) (24) (小数点以下3位未満切上げ (1を超える場合は1))	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (23) × (27)
		22		23		24		25		26		27	28
			円		円							円	
そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の 明 細													
支払者の氏名又は法人名		支払者の住所又は所在地		支払を受けた年月日		収 入 金 額		控除を受ける所得税額		参 考			
				平 ・ ・		円		円					
				平 ・ ・									
計													
個 別 帰 属 額 の 計 算													
連 結 法 人 名								個 別 帰 属 額 (32の計)＋(33の計)＋(35の計)＋ (37の計)＋(38の計)		31	円		
銘 柄 等	利 子 配 当 等 又 は 配 当 等 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額												利子配当等又は配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額
	個別法による場合						銘柄別簡便法による場合						
	(6)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額		(21)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額		(8)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額		(34)×(13) (8)		(23)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額		(36)×(28) (23)		
32		33		34		35		36		37		38	
		円		円		円		円		円		円	
計													

御注意

「2」、「8」、「15」、「17」、「23」、「30」、「32」から「34」まで、「36」及び「38」の各欄は、連結法人の各連結事業年度（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要となる財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度を除きます。）において、同法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。